

<以下、仮訳ですので、ご利用にあたっては原文を、ご確認ください>

《新汚染物質治理行动方案（征求意见稿）》

起草说明

中国共産党“第 19 期中央委員会第 5 回全体会議”の精神を実現するために、<<中華人民共和國の国家経済社会発展の為の第 14 次 5 カ年計画及び 2035 年長期目標概要>>（以下<<概要>>と略称）中の「新汚染物質処理を重要視する」に関する作業展開について、「第 14 次 5 カ年計画」期間及び今後の一定期間に於ける新汚染物質処理の作業目標と具体的な課題・対策を明確にする為に、生態環境部は、<<新汚染物質管理行動計画（コメント募集稿）>>（以下<<方案>>と略称）を作成しました。

【1】作成の背景

現在、我が国では大気・水・土壌汚染の防止・管理が順調に進展しており、環境品質は改善し続けており、「青い空と澄んだ水」（“天藍水清”）が実現しつつあります。しかし同時に、新汚染物質によって引き起こされる環境と健康のリスクは、社会のあらゆる分野から次第に大きな注目を集めて来ています。現在、国内外に於いて新汚染物質に関する権威ある定義はありません。科学界は、危険特性や毒性メカニズムの側面から更に詳細に調査する必要のある新汚染物質に注意を払っています。

環境管理の観点から、新汚染物質は一般に、生態環境或いは人間の健康にリスクをもたらすもので、未だ管理対象に含まれていないか、リスクを有する汚染物質を効果的に防止・管理するには既存の管理措置が不十分である、新たに発見された又は注意を払われなければならない物を指します。

習近平総書記は、新汚染物質の管理を非常に重要視しており、多くの重要な場面で、党中央及び国務院に重要な対策の決定と展開を、繰り返し強調し要求してきました。

2020 年 10 月 29 日、中国共産党第 19 期中央委員会第 5 回全体会議で採択された<<中国共産党中央委員会が制定した国家経済と社会の発展の為の第 14 次 5 カ年計画及び 2035 年長期目標の提案>>で、「新汚染物質管理」が提案された。

2021 年 3 月 11 日、全国人民代表大会第 4 回...（以下省略）

2021 年 4 月 30 日、習近平総書記は中央政治局第 29 回...

2021 年 8 月 30 日、習近平総書記は、中央全面深化改革委員会の第 21 回会合を主宰し...

【2】起草経過

生態環境部は、国際的な新汚染物質管理の経験と実践に関する詳細な研究を実施し...
（以下省略）。

【3】行動計画の主要内容

この計画には、全体的な要件、作業目標、行動措置及び管理・抑制する重要新汚染物質リストが含まれます。全体的な要件の部分では、新汚染物質管理の指針となる思想、作業原則、作業

の焦点及び意義を強調しています。作業目標の部分では、美しい中国の建設と生態環境保護に関する目標と要件が、<<綱要>>と対比して新汚染物質管理に関する 2025 年の具体的目標と 2035 年の長期目標を提示しました。2025 年迄、基礎の構築、システムの構築に焦点を当て、国内外で懸念の高い新汚染物質の環境リスクの管理・制御を重点的に行います。「第 14 次 5 カ年計画」の基礎の下に、更に 10 年間の努力を経て、2035 年迄に比較的完全な新汚染物質管理システムを確立し、新汚染物質の環境リスク管理能力を大幅に改善し、新汚染物質の環境リスクを基本的に管理・制御します。

行動措置には 6 項目あります。

行動措置①は、化学物質の環境リスク管理のための法制度を確立・改善し、環境リスク評価と管理制度の確立を完了することです。

行動措置②は、新汚染物質の環境調査・監視と環境リスク評価を実行し、重点管理する新汚染物質を識別し、重点管理新汚染物質リストをダイナミックに公布することです。

行動措置③、④、⑤は、新汚染物質のライフサイクル全体に亘る環境リスクの管理・制御であり、新汚染物質の発生源管理、生産及び使用プロセスでの管理の強化、空気、水、土壌等の環境媒体と新汚染物質との協同管理等に関する措置を厳格に行う事を含む。

行動措置⑥は、新汚染物質管理の基盤と保証を確実にし、組織のリーダーシップを明確に強化し、監督と法執行を強化し、資金調達チャンネルを拡大し、科学技術的支援を増やし、基本的能力の開発を強化し、社会的共同統治を強化し、広報・教育を強化し、国際交流・協力を強化する等の具体的要件を強化することです。

【4】重点管理新汚染物質リストについて

従来の汚染物質と比較すると、新汚染物質は異なる特性を持っています。

1 つは、**新汚染物質は、潜在的な環境ハザード或いは環境リスクを具備していることです。**

短期的な有害性は不明ですが、低濃度であっても環境に存在していると、長期的観点から見ると、人々の健康や生態環境に大きなリスクをもたらす可能性があります。

2 つ目は、**新汚染物質は、種類が多く、様々な発生源があることです。**

現在、我が国には 45,000 種類以上の化学物質があり、その製造、加工、使用、消費及び廃棄処置の全過程で環境に排出される可能性があります。この他に、新汚染物質は、製造意図のない汚染物質や環境中での分解生成物からも発生する可能性があります。

3 つ目は、**従来の汚染物質管理・制御方法では、新汚染物質の環境リスクを効果的に制御することができないことです。**

現在の最終処理技術では、新汚染物質を効果的に除去することはできません。特に、従来の廃水処理技術では、排出基準に含まれていない新汚染物質の除去率は低く、「環境への直接的排出」を引き起こす可能性があります。同時に、最終処理では、新汚染物質のプロセス全体に亘る環境リスクの管理・制御を実現できません。

上記の特性を考慮して、<<重点管理新汚染物質リスト（2021 年版）>>には、主に 3 種類の汚染物質が含まれます。

① 最近国内外で非常に懸念され、且つ我が国で管理されている環境内分泌かく乱物質と抗生物質です。

- ② <<残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約>>（以下<<ストックホルム条約>>と略称する）によって管理されている化学物質。
- ③ <<有毒・有害大気汚染物質名録>>、<<有毒・有害水質汚染物質名録>>で管理されているが、既存の日常的管理措置では環境リスクを効果的に管理するには不十分な汚染物質。<<重点管理新汚染物質リスト（2021年版）>>中の新汚染物質は、28種に分類されており、No.1は、環境内分泌かく乱物質であるノニルフェノール、No.2は、抗生物質、No.3～12は、<<ストックホルム条約>>に基づく化学物質に関連したもので、管理措置は主条約の要件を履行することであり、No.13～18は、我が国の<<有毒・有害大気汚染物質名録>>、<<有毒・有害水質汚染物質名録>>中の化学物質であり、（重金属を除く）No.19～28は、過去我が国において製造及び使用されていたが、その後禁止された<<ストックホルム条約>>によって管理される化学物質です。

以上